

# 張作霖政権成立の背景

——奉天省における軍隊、警察と辛亥革命——

しぶ たに ゆ り  
澁 谷 由 里

はじめに

- I 清末における治安状況と張作霖
- II 新政時期における治安維持体制の再編
- III 辛亥革命における治安維持体制  
おわりに

はじめに

中国東北地方の近現代史を考えるうえで、特に中国の学界においては、辛亥革命を契機として張作霖が抬頭したことを重視する<sup>(注1)</sup>。しかしそれは、革命後、張が強大な軍事力を背景に抑圧的な支配をはじめの前段階として、もしくは東北において革命が成功しなかった結果として重視するのであって、張作霖政権の実態との関連性においてではない。だが最近では、この枠内にとどまりながらも、檔案史料の読解を通じて、軍事史的な観点から張作霖の抬頭を再検討する論考も出てきた<sup>(注2)</sup>。

以上をふまえて、本稿の具体的課題は、張作霖が掌握した軍事力の背景を再検討し、あわせて今までの拙稿<sup>(注3)</sup>が追究してきたテーマ——張作霖政権における「文治派」官僚たちと、「保境安民」理念の継承——を補完することである。そのためには、義和団事変以後の奉天における、軍事力や警察力の再編および新設についての考察を、欠かすことはできない。

また筆者の関心を敷衍すると、この考察は、

張学良政権と「満洲国」という、二つの政治形態を分析するうえでの基礎にもなる。これらについて、軍隊や警察をぬきには語れないというだけではない。広く政治理念（例えばリージョナリズムとナショナリズムの結合や離反）、人脈、制度などにおいて、本稿で扱う時期に発するものが多々見いだされるからである。そのうちの一つが、治安維持問題である。詳細の検討は別の機会に譲るが、本稿の方向性をここに明記しておきたい。

(注1) 王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』鄭州 河南人民出版社 1989年 42頁／薛虹・李澍田主編『中国東北通史』長春 吉林文史出版社 1991年 526頁／楊余練ほか編著『清代東北史』瀋陽 遼寧出版社 1991年 346頁など。

(注2) 郭建平「辛亥革命張作霖進駐奉天新論」(『歴史檔案』1995年1期 1995年1月)。

(注3) 拙稿「張作霖政権下の奉天省民政と社会——王永江を中心として——」(『東洋史研究』第52巻第1号 1993年6月。以下、拙稿Aと略記)／拙稿「『九・一八』事変直後における瀋陽の政治状況——奉天地方維持委員会を中心として——」(『史林』第78巻第1号 1995年1月。以下、拙稿Bと略記)。

## I 清末における治安状況と張作霖

### 1. 義和団事変前後の治安状況

まず、張作霖が抬頭する清末における社会状況を、必要な範囲で見よう。

『アジア経済』XXXVIII-5 (1997.5)

清朝が北京に遷都する前の都として、「陪都」の扱いをしていた盛京（奉天城、現：瀋陽市）ほか交通の要衝などには、人口が集中し、官憲の目もある程度は届いた。しかし都市の近郊も含めて、大部分の地域は文字通りの新開地であり、公的行政機関による地域住民の保護は、きわめて不十分であった。こういう地域には、農村の社会秩序を混乱させる存在——官憲はそれを「匪（賊）」、「土匪」などと呼んだ——が活動しやすい<sup>(注1)</sup>。しかし義和団事変前後から、「匪」を取り巻く状況はかなり変わってきたといえよう。

東北においては、義和団の席捲もさることながら、ロシア軍の侵攻と占領による地方行政機能の麻痺が深刻であった<sup>(注2)</sup>。そのうえ、1900（光緒26）年にロシア側とかわした「奉天交地暫且章程」により、時の盛京將軍・増祺は、ロシア軍の駐屯とその費用負担、および清朝側の奉天駐留軍の解散などを認めざるを得なかった<sup>(注3)</sup>。

この取決めに規定された上での義和団鎮圧後の課題は、鎮圧中に逃げた兵士と「土匪」<sup>(注4)</sup>の連合勢力（大きなものは数千人の規模であった）を、民間自衛団「団練」と協力して討つこと、および義和団鎮圧のために大幅に増強した兵力を漸次解散、縮小し、財政負担を減らすとともに、5000～6000名の騎馬・歩兵隊を専ら「賊」を討つのに充てることであった<sup>(注5)</sup>。

盛京につぐ要衝・遼陽城郊外の農村地帯には、日清戦争前後から、「匪」に対する自衛手段としての郷団（団練）がいくつか存在していた。

日清戦争のときには日本軍も容易に手出しできなかったという吉洞峪郷団は、知州（州知事）・徐慶璋の要請により就任した指導者・徐珍の

もと、1万余りの人員を擁する、この地域最大の自衛集団であった。義和団事変後の治安の乱れにもよく対処し、本溪からの助けも得て、この辺りを地盤にしていた楊二虎に率いられた集団のうち、数百人を平定している。やはり義和団事変後、知州の要請によって結成された北八家子郷団は、日露戦争後、数十屯から人員を募って体裁を整え、保甲局の母体に、さらに言えば「後日の警察の基礎」となっている<sup>(注6)</sup>。後者が「官製」の団練とすると、前者はさしずめ「半官半民」の団練といえよう。既成の自衛集団に、官憲が依頼して賊の平定をさせているのがわかるケースである。また吉洞峪郷団の成功と名声は、官憲の権威に裏打ちされたものであったことを、忘れてはならない。

半拉山の素封家・袁金鎧が、自ら団練を組織して陳小玩なる「賊」を退けたのは、1902（光緒28）年秋のことである<sup>(注7)</sup>。彼はその後、自分の郷団を足がかりにして、遼陽の警察行政に乗り出していった。郷団の存在を恒常的なものにするには、吉洞峪郷団ほどではなくとも、官憲との強い繋がりが不可欠であり、指導者自らが地方行政の末端に連なるのが、当時はよくあることであった。辛亥革命で最初のクライマックスを迎える袁金鎧の政治人生は、こうして始まった。

いったんは官憲に帰順しながら、官憲にとっては統御しにくくなったために、「賊」扱いされた例も挙げておこう。1901（光緒27）年2月の時点で、劉弾子（本名は永和、号は忠清）なる頭目は、1万人余りの勢力を擁して通化県に拠っていた。また、賈得勝、楊玉林（玉麟と表記する史料もある。以下、人名の別表記があるものは、かっこで示した）らの率いる集団は、康平、

海龍の各地で活動しつつ、(奉天)省城を攻めると豪語していた<sup>(注8)</sup>。彼らは、もとはといえば帰順した「馬賊」で、ロシア軍に抵抗する過程で、「団練」を吸収して決起したのであった<sup>(注9)</sup>。翌月、増祺は鎮圧軍を派遣し、楊玉林、劉弾子の勢力のうち、「三十營」(約1万5000人)を「收撫」している<sup>(注10)</sup>。つまり彼らを「賊」とみなして鎮圧したが、投降した者については新たな兵力として軍隊に吸収したのである。

この事件には、官憲による「賊」の判定基準の曖昧さと、コントロールを外れた集団を投降させることで、官憲の正当性を回復するという手法がうかがえる(それは清朝のみに見られる特徴ではないが)。無論、帰順した「賊」がもとに戻るといふ危険性はある。しかし、危急存亡のときにあった清朝の軍隊は、以前よりも積極的に、この策をとらざるを得なかったのである。また帰順「馬賊」の立場にたてば、官憲が討伐する「賊」の範囲は拡大し、帰順「馬賊」といっても何の身分保証にもならない——いつ、いかなる基準で「賊」とみなされるかわからない——状態になったといえよう。そうなると、彼らは常に官憲に近い位置を確保しなければならない。

以上のように、東北の治安状況は複雑になっていた。掠奪暴行、他集団との抗争などを主とする旧来の「賊」が存在する一方、義和団以降の新たな政治潮流のなかで、政治目的を帯び、官憲と結び付く「団練」もあれば、逆らう存在としての「賊」も生まれた。官憲による線引きは、当然ながら恣意的であり、境界線上にいる集団ほど社会的、政治的正当性を獲得する必要に迫られていた。次項で見る「保険隊」「大団」「馬賊」などと呼ばれる集団もまた、このよう

な条件に大きく規定されていたのである。

## 2. 張作霖の帰順

張作霖が「馬賊」の世界に身を投じたのは、日清戦争後、1896(光緒22)年であったといわれる<sup>(注11)</sup>。この種の問題の常として、当時の彼の活動については、官憲側の史料はごく限られており、関係者の回顧録などに頼るところが多いが、それらによれば、以下のごとくである。

日清戦争に一兵卒として従軍した張は、所属部隊が本来の守備地域(河北)に戻ったため、自らも帰郷し(出身地は海城)、養父から習得した獣医業を始めた。職業柄と本人の性格から「馬賊」との交際が始まり、ある冤罪事件をきっかけに、遼河東岸一帯の大頭目・馮徳麟(字は麟閣)の仲介で、彰武・阜新両県を本拠地とする董大虎なる「馬賊」の配下となった。しかし、まもなく董のもとを去り、独立したようである<sup>(注12)</sup>。

当時、馮徳麟が勢力を拡大できた理由のひとつは、彼が「保険隊」「大団」といわれる方式をいちはやくとったことにあった。これは、土地の広さに応じて食糧や金を取り立て、取り立てた相手を襲わないというものである<sup>(注13)</sup>。郷紳(地域有力者層)側からみれば、「団練」とは若干異なるが、自衛手段の一種と考えてもよいであろう。「馬賊」側からみれば、掠奪のみではその対象ともども疲弊してしまうが、「保険隊」方式ならば疲弊する恐れは小さくなる。張作霖もその点に着目し、岳父・趙占元らの後援で、趙家廟(現:黒山県)において「保険隊」を設立し、付近7カ村の「保険」を請け負った。相場は、原則として一垧(約1ha)当り銀1両であったといわれる<sup>(注14)</sup>。

遼河流域で大きな勢力を誇る集団は、馮のほ

かに、杜立山（字は閣卿、号は天義。遼河西岸）、金寿山（字は万福。遼河以北、黒山など）らがいる。1900（光緒26）年、着実に勢力を伸ばしていた張作霖は、金寿山の地盤の一つ・中安堡を手に入れ、その「保険区」は27カ村、その配下は50名余りになっていた。この頃、金はロシア軍に懐柔され、その別動隊のような存在となっていた<sup>(注15)</sup>。そのロシア軍の援護を受け、中安堡を奪還せんと襲来した金寿山から逃れて八角台鎮（現：台安県）に至った張作霖は、態勢を立て直した後ここで、彼を支える重要な部下となる湯玉麟・張景恵・張作相らを副頭目格とする集団の秩序を整えていったと思われる<sup>(注16)</sup>。

八角台鎮において張作霖は、以前にも増して地元の名士との交際に関力を入れた。「団練」同様、「保険隊」もまた、郷紳の後援によって成り立っている。評判を落とせば依頼は来なくなるうえ、官憲の討伐対象になるかもしれない。張作霖の場合は、拳人・劉春霖（春娘。字は東閣）、同・李雨濃（雨農。字は龍石。趙家廟時期からの支援者）、貢生・張程九（字は紫雲または子雲。八角台の商務会長）、秀才・杜泮林（字は恩波。杜立山の一族でもあり、「保険隊」のなかでは相談相手として信頼されていた）、新民の醸造業者・彭氏、八角台の大商人・戴春榮などであった。彼らから張に支払われる「保険料」は、毎月3000両近かったという<sup>(注17)</sup>。かくして、その配下も400名余りにまで増えた<sup>(注18)</sup>。

1902（光緒28）年3月、「交收東三省条約」の締結により、半年ごと、3段階にわたってのロシア軍の撤退と、清朝の主権回復が正式に定められた<sup>(注19)</sup>。それに伴い、盛京將軍は、「辦理南路遼河兩岸招撫局」なる機関を設けて、遼河流域の「匪」や各種民間武装勢力を本格的に軍隊

に吸収しはじめた<sup>(注20)</sup>。張作霖は、後援者や配下たちと相談の結果、帰順を決意した。末端とはいえ、地方軍に連なれば、その後の活躍次第では展望が開けることになる。

ただ、張は一計を案じた。ロシア軍の侵攻を避けて錦州、義州一帯に疎開していた増祺一族が奉天に帰る途中を襲って増祺夫人を捕え、彼女に自分の身の上を語り、帰順するにあたって夫へのとりなしを依頼したのである。その際、あくまでも夫人の身柄は丁重に扱われた<sup>(注21)</sup>。

この策略は効を奏した。1902（光緒28）年8月、張作霖は、張程九ら名士たちの推薦により、新民庁に帰順した。また、暫くは従来どおり、名士たちからの「保険料」で必要経費を賄うことが認められた<sup>(注22)</sup>。9月には早速、「匪」の討伐を命じられている<sup>(注23)</sup>。

10月、張作霖は張作相、張景恵、湯玉麟ら250人を従える新民府地方巡警前營馬隊の幫帯として、正式に任命された。さらに、前營は翌年には歩兵、騎兵双方からなる485人に増強され、張作霖自身も前營の管帯に昇格した<sup>(注24)</sup>。一方「馬賊」の世界は、この後大きな変化を遂げる。

### 3. 日露戦争における「馬賊」

日露戦争は、単に東北地方を義和団につづいて混乱に陥れただけではなく、日露両国との関わり次第、つまり外部要因で内政の方針が左右されるという方向を決定づけたといっても、過言ではあるまい。「馬賊」の世界も当然、この変化と無縁ではありえなかった。

義和団事変前後から、東北において勢力伸長を図ってきた日露両国にとって、現地の地理とさまざまな情報にあかるく、しかも機動力に富む「馬賊」は、スパイとして大いに利用すべき存在であった。遼河流域の主だった集団のうち、

馮徳麟と杜立山は日本側（いわゆる「忠義軍」として）に、金寿山らはロシア側についたとされる（注25）。ただし、金寿山については日本側についたとするものもあり、二重スパイであった可能性がある（注26）。

戦後、馮・金両名は、日本軍の口添えにより清朝に帰順し（1905〈光緒31〉年、当時の將軍は趙爾巽）、それぞれ巡防營の統領と幫統になった（注27）。しかし、同じく日本軍に協力したとされる杜立山が清朝に帰順したという記録はない。王寿山によれば、杜立山は結果として日本軍に有利な働きをしたが、本人はあくまでもロシア軍に抵抗するのを目的とし、日本軍の指揮下には入らず、独自に行動したという（注28）。

日本軍の口添えを得られなかった杜立山は、清朝に帰順する機会を逃し、遼河流域に残る最後の「匪」の大頭目として、再び討伐の対象にされていくことになる。

張作霖は、巡防營の管帯として、建前上は中立を守った（注29）。戦後、趙爾巽將軍のもとで、張は鎮圧軍に加勢することを命じられ、再び「匪」の討伐にあたった。相手は、鎮安県（現：黒山県）大龍灣一帯にたてこもった杜傻子集團らの連合勢力で、頭目を一人ずつ討ちとっていく方法がとられた（注30）。そして、続く東三省総督・徐世昌のもとで、いよいよ杜立山討伐に乗り出していった。しかし、そのことに言及する前に、節を改めて、東北における新政とそのもとの軍隊や警察の再編について考察せねばなるまい。

（注1） P. Billingsley, *Bandits in Republican China* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1988), pp.17-18. 邦訳は、フィル・ビリングズリー（山田潤訳）『匪賊——近代中国の辺境と中央……』筑摩書房

1994年 33頁。なお東三省に限定した専論としては、趙中孚「近代東三省鬪匪問題之研究」（『中央研究院近代史研究所集刊』第7期 1978年6月）がある。

（注2） 閏8月初6日（9月29日）の遼陽陥落に際して、時の盛京將軍・増祺と奉天城の文武各官が新民庁に逃亡し、ロシア軍の奉天入城を容易にしたことなど、その際たるものである。薛銜天「増祺」（李文海・孔祥吉主編『清代人物伝稿』下編 第5巻 瀋陽 遼寧人民出版社 1989年）83頁参照。

（注3） 楊ほか編著『清代東北史』269頁。

（注4） 当時の為政者は、反逆者全般への蔑称として、「匪」という言葉を用いた。しかし当時の官憲側史料に当たる場合には、「匪」とされる集團の性格について十分な注意が必要であろう。

（注5） 「盛京將軍増祺摺」光緒26年11月25日（硃批奏摺）故宮博物院明清檔案部編『義和團運動檔案史料』下冊 北京 中華書局 1959年（以下『義和團……史料』890-891頁）。

（注6） 白永貞編『遼陽県志』巻22 警甲志 遼陽県公署 1928年。なお、日清戦争時において吉洞峪郷團は、少なくとも光緒20年11月18日、同12月初4日、24日に日本軍を一時的に撃退したという記録がある（徐慶璋撰『遼陽防守日記』〈戚其章主編『中日戦争』中国近代史資料叢刊続編 第6冊 北京 中華書局 1993年〉267, 270, 278頁）。しかし、正規軍との連携が悪く、光緒21年2月における戦闘では、何の援護も受けられずに敗れている（徐万善原著 姜樹棠修正『吉洞峪郷團紀略』抄録〈戚主編『中日戦争』〉354頁）。また徐慶璋は、岫巖州知州であった1875（光緒元）年、同州でも郷團編成を試みたが、その実施に不可欠な戸口調査をめぐって、地元の有力な醸造業者とのトラブルがあり、断念している（郝玉璞総編輯『岫巖県志』岫巖県 岫巖山成玉東 1928〈民国17〉年）。戸口調査は必然的に新たな課税を伴うので、警戒されたのであろう。

なお、袁金鎧を軸とした遼陽の郷團について詳しく論じた論考に、江夏由樹「旧奉天省遼陽の郷團指導者、袁金鎧について」（『一橋論叢』第100巻第6号 1988年）がある。

（注7） 白編『遼陽県志』巻22。

（注8） 「奉天將軍増祺摺」光緒27年2月28日（『義和團……史料』下冊 1033頁）

（注9） 彼らを「（抗俄）忠義軍」と総称する。その勢力は3万人余り、40營に分かれていたという（薛・李

主編『中国東北通史』491頁)。「馬賊」という用語については、(注11)を参照。

(注10)「盛京將軍增祺電報」光緒27年3月初7日(『義和團……史料』下冊 1058-1059頁)。9月には劉、楊らが帰順し、忠義軍としての活動は終息した。ただし残党は、義和團に似た結社(六和拳)を組織して地下活動に入り、1904(光緒30)年までその消息が伝えられている(薛・李主編『中国東北通史』491頁)。帰順した劉は1911年に病没したが、楊の最期は不明(廖一中主編『義和團大辞典』北京 中国社会科学出版社 1995年 148、181頁)。

(注11)園田一亀『張作霖』東京中華堂 1923年 38頁。「馬賊」とは、東北地方における「匪(賊)」の活動が馬に依存することに由来する、元来は日本人による命名である(渡辺龍策『馬賊——日中戦争史の側面——』中公新書 1964年 25頁)。なお渡辺氏は同ページで、「仁俠的存在」であるか否かで、「馬賊」と「匪(賊)」を区別しているが、この基準はきわめて曖昧であると思われるので、筆者は同意しない。「馬賊」という用語が中国語に入った例としては、1907年3月20日付の宋教仁の日記「我之歴史」(陳旭麓主編『宋教仁集』下冊 北京 中華書局 1981年 722-723頁)などが挙げられる(後述)。「我之歴史」については、松本英紀訳注『宋教仁の日記』(同朋舎出版 1989年)もあわせて参照。

(注12)張占軍整理「張作霖の土匪生涯」(『河北文史資料』編輯部編『近代中国土匪実録』上巻 北京 群衆出版社 1992年)138-139頁/潘喜廷「張作霖在遼西的早期活動」(同著『東北近代史研究』鄭州 中州古籍出版社 1994年)68-69頁/陳琦「東北馬賊」(蔡少卿主編『民国時期的土匪』北京 中国人民大学出版社 1993年)94頁。

(注13)潘「張作霖在遼西的……」70-71頁。

(注14)同上。

(注15)同上。

(注16)潘「湯玉麟伝略」132-133頁;同「張景恵伝略」149頁(ともに潘『東北近代史……』所収)。なお、「易幟」(国民党への合流、1928年12月)後の張学良政権において、3名はいずれも東北政務委員会委員となり、湯玉麟は熱河省政府主席、張景恵は東省特別区(現:哈爾濱)行政長官、張作相は吉林省政府主席に任じられた。「満洲国」政府において、湯は熱河省長、張景恵は1935年以降、國務總理となったが、張作相は張学良に従い、東北を離れた。

(注17)張整理「張作霖の土匪……」142頁/王寿山「遼西巨匪杜立三」(『河北文史資料』編輯部編『近代中国土匪……』)157頁/王鴻賓主編『張作霖和奉系……』20頁。李雨濃、張程九については、潘「張作霖在遼西的……」70-71頁もあわせて参照。杜泮林については、寧武「清末東三省緑林」(『河北文史資料』編輯部編『近代中国土匪……』所収)79-80頁、86-87頁も参照。なお、劉春煥は遼河の治水や浚渫工事に尽力し、衆望の厚い人物であった(『東北人物大辞典』編委会編『東北人物大辞典』瀋陽 遼寧人民出版社、遼寧教育出版社 1991年 373頁)。

(注18)潘「張作霖在遼西的……」72-73頁。

(注19)朱寿朋編 張静廬等校点『光緒朝東華録』第5冊 北京 中華書局 1958年 総4844頁。

(注20)潘「張作霖在遼西的……」72-73頁。

(注21)寧「清末東三省……」82-85頁。

(注22)「廖彭給盛京將軍增祺的密票」光緒28年8月28日(1902年9月29日)(遼寧省檔案館編『奉係軍閥密信選輯』北京 中国檔案出版社 1993年)1-2頁。

(注23)潘「張作霖在遼西的……」73-74頁。

(注24)同上。

(注25)宋教仁「二十世紀之梁山泊」(陳旭麓主編『宋教仁集』上冊 12-13頁。初出は『二十世紀之支那』第1期 1905年6月24日)/潘「張作霖在遼西的……」70頁。なお宋教仁は、馮の勢力を「馬隊七百」、杜については「馬隊六百余」と述べるが、後に協力を依頼することになる金寿山については言及していない。

(注26)寧「清末東三省……」82頁/園田「張作霖」110頁/王鴻賓主編『張作霖和奉系……』26-27頁/王寿山「遼西巨匪杜……」155頁。

(注27)寧「清末東三省……」82頁。

(注28)王寿山「遼西巨匪杜……」155頁。

(注29)園田「張作霖」46頁。王鴻賓主編『張作霖和奉系……』27頁では、日本側の史料を引用して、張作霖の二重スパイ行為と、田中義一らの斡旋による「処刑」からの生還が述べられているが、いささか作為を感じる話である。ただ事実無根とも言い切れず、金寿山ほどではないにしても、日露両軍との接触はあったと思われる。黎光・孫繼武「張作霖」(李新・孫思白主編『民国人物伝』第1巻 北京 中華書局 1978年 180頁)を参照。

(注30)「盛京將軍趙爾巽奏各路剿捕迭次獲勝情形折」光緒31年12月20日(軍機処録副奏折)(中国第一歴史檔案館・北京師範大学歴史系編選『辛亥革命前十年間民間變檔案史料』上冊 北京 中華書局 1985年)88-89頁。

## II 新政時期における治安維持体制の再編

### 1. 徐世昌総督時期（1907～09年）

光緒33（1907）年3月、東北では盛京將軍にかえて東三省総督をおき、奉天・吉林・黒龍江三省の軍権と行政権を統轄させ、また三省各巡撫を新設することになった<sup>(注1)</sup>。さらに東三省には、他省よりも諸改革を優先して行う特権、総督・巡撫には改革に必要な自由裁量権が与えられた<sup>(注2)</sup>。

この改革は、にわかに始まったわけではない。乾隆年間から指摘されてきた各機関の所轄不明瞭と、そのために生じる責任のなすりあい<sup>(注3)</sup>が、名義上の変更も含めていくつかの段階を経て、戦乱の終結とともに、最終的な決着をみたという面も大きい<sup>(注4)</sup>。しかしより切実な要因は、初代総督に就任した徐世昌が述べるように、日露両国による侵略（経済的、外交的な問題も含む）の脅威であった<sup>(注5)</sup>。そのため、徐が認識していた課題は主に、交通の整備、三省財政の統一、治安維持体制の整頓と強化、実業振興の4点にしばられた<sup>(注6)</sup>。それらは無論、朝廷の全面的支援を必要としていたので、徐はその点を訴えることも忘れなかった<sup>(注7)</sup>。徐にとって以上の4点は相互に関連した複雑な課題であったが、本稿には、その全てに対する綿密な分析を行う紙幅がないので、第I、第III両節と関連させて、治安維持の問題を中心に述べる。

まず、当時の東三省における兵力の具体的な状況を見ておこう。

当時、八旗兵を除く東三省全体の兵力は、奉天・吉林がそれぞれ2万弱、黒龍江は4000にも

届かなかった。しかも第I節でも考察したように、軍隊（旧軍）内部には多くの帰順した「匪」を含んでいたこともあり、規律が乱れ、兵糧配給の方法などもまちまちであった。徐世昌の認識では、三省全体で「精兵十余万」が必要であった。手始めに、各営から25歳以下の兵を選んで陸軍（新軍）を構成し（奉天・吉林は2鎮ずつ、黒龍江は1鎮）、老兵は淘汰し、5年後には奉天・吉林に3鎮ずつ、黒龍江には2鎮をおくことを目標とした<sup>(注8)</sup>。

実際には目指すべき目標は下げられ、2年以内に三省それぞれに1鎮ずつということになったが、1907（光緒33）年の達成度は、自前では、吉林に歩兵隊1隊を編成できた<sup>(注9)</sup>のと、奉天に8路ある巡防隊（1905（光緒31）年にこの名称に統一）のうち、前・中の2路から精鋭を選抜して、歩兵隊1標を編成するのがやっとであった<sup>(注10)</sup>。あとは近畿一鎮と混成二協の駐屯を要請する始末であった<sup>(注11)</sup>。徐の構想するような、自前の精鋭部隊による東三省全域の防備は、きわめて難しい状況にあった。そこで現実的には、残る旧軍を再編して、中・前・後・左・右の五路巡防隊とし、これに新軍の訓練を施して、徐々に新軍に近づけていくしかなかった<sup>(注12)</sup>。巡防隊は、やがては新軍に同化・吸収されるべき存在として、格上げされたのである。

かくして、軍備に関しても「陸軍部章程」に従い、統領には月給500両（旧来は250両）、歩兵には同4両5銭と衣服の支給（同5両。ただし衣服などは自弁）が定められ、統領の経費の不足分は兵から、兵のそれは民から取られるという「積弊」、悪循環を何とか断ち切ろうという努力はなされた<sup>(注13)</sup>。ただし、どの程度の実効があったかはわからない。

さてこの時期、張作霖が命じられたのは杜立山、田玉本<sup>(注14)</sup>らの掃討であった。杜らは、新民・鎮安（現：黒山県）・遼陽・海城・遼中・広寧（現：北鎮県）など広範囲に出没し、本拠地（「匪巢」）には砲台を構え、いたるところに検問所を設け<sup>(注15)</sup>、さながら要塞をもつゲリラ軍のようであった。さらに「巡警」の名を騙って銃器を購入したり、住民から金品を巻き上げたりもしたという<sup>(注16)</sup>。このような行為は、官憲の権威に対する一種の挑戦であり、彼らを鎮圧することは、前任者・趙爾巽將軍在任時期からの懸案であった。

当時、奉天五路巡防隊のうちの右路巡防隊の統領であった張作霖は、隙に乗じてまず田玉本を討ち取り、ついで杜立山を生け捕りにするという軍功をたて、表彰された<sup>(注17)</sup>。張作霖は「保険隊」であった時の後援者の一人、杜泮林が杜立山の一族であり、厚い信頼を得ているのを利用して、杜泮林に、杜立山を帰順させようともちかけた。そして宴会での杜立山の一瞬の油断について彼を捕えたという<sup>(注18)</sup>。「保険隊」としての人脈や経験を生かしたのであった。

この掃討戦の結果、遼西の社会秩序はようやく安定を見た。1909（宣統元）年はじめ、張は「騎馬・歩兵九大隊を統轄し、洮南・蒙古辺境一帯に駐屯」することを命じられ、モンゴル「馬賊」・陶克陶（胡）の鎮圧に従事することになる<sup>(注19)</sup>。しかし、臨機応変に提携する相手を変え、巧みに立ち回る陶克陶は手強い敵であり、1922年に彼自らが病死する<sup>(注20)</sup>まで、壊滅させることはできなかった。

治安維持体制の整備にあたり、徐世昌が重視したもう一つの柱は、警察（巡警）であった。それは、光緒31年9月の巡警部（警察庁に相当）

新設にあたり、徐が初代尚書（長官）に任命されたことに起因する<sup>(注21)</sup>。さらにこの決定には、天津における巡警制度の成功で自信をつけた袁世凱による上奏<sup>(注22)</sup>と、載澤・徐世昌ら出洋考察五大臣の暗殺未遂事件<sup>(注23)</sup>が大きく影響していた。徐は北京政界の実力者・袁世凱と親しい関係にあり、徐の人事には常に袁の意向や立場が反映されていた。東三省は、単に清朝発祥の地としてだけでなく、この時点では北京政界の動向と密接に結び付いた地としても、重要であった。

1901（光緒27）年の上諭で、各省は従来の方營（防軍）を、「常備・続備巡警軍」に改め、一律に新式の武器で訓練することになった<sup>(注24)</sup>。同年、奉天城内城にも保甲局という機関が設けられ、翌年、警察総局に改められた<sup>(注25)</sup>。張作霖が帰順した新民府にも、巡警制度が設けられた<sup>(注26)</sup>。この時、天津の都市警察整備の際に参考にした日本の警察制度を、中国全体に拡大・応用していった<sup>(注27)</sup>。

また1905（光緒31）年には、盛京將軍・趙爾巽が、道路工事をも警察の職掌に入れることを理由に、工巡局と改名した<sup>(注28)</sup>。翌年、巡警総局となったが、依然として「工程科」が含まれ、また行政・司法に関しても詳細な規定はなかった<sup>(注29)</sup>。人員の募集方法も巡防隊と大差なく、1905（光緒31）年の通達でも、郷団そのほかの民間武装勢力を警察に再編することになっていたのである<sup>(注30)</sup>。例えば遼陽でも、前述のように、郷団が保甲局の母体となっている<sup>(注31)</sup>。

1904（光緒30）年に、袁金鎧が遼陽警務提調（局長に相当）に就任し<sup>(注32)</sup>、2年後には吉洞峪郷団を率いていた徐珍が、巡警制度を創設した<sup>(注33)</sup>。同年に開校した巡警学堂の校長には王



永江が就任し<sup>(注34)</sup>、後に袁・王とともに「(奉天)文治派三巨頭」と称せられることになる于冲漢は、辦理遼陽西部巡警事宜兼遼陽交涉局長の任にあてられた<sup>(注35)</sup>。袁の遺児・慶清によれば、郷団を組織してから警務提調になるまでの3年間に、袁は于や王と知り合ったとのことである<sup>(注36)</sup>。金毓黻が指摘するように、王と于の人事には、袁の人脈固めの意図がうかがえる<sup>(注37)</sup>。袁の縁故で警察行政に関わった2人は、袁が奉天政界で抬頭するにつれ、地方行政官としてのキャリアを積んでいくことになる<sup>(注38)</sup>。

徐世昌は、総督に就任した1907(光緒33)年5月には、早くも王治馨を巡警局の総辦に任命して、警察の改革に着手した。警察の職掌からようやく「工程」が外され(新たに「工程局」という機関が設けられた)、総務・行政・司法・衛生・捐務の5課にまとめられた<sup>(注39)</sup>。

とはいえ、「巡警総局局制職掌章程」によれば、その範囲はまことに広い。行政課には、治安・交渉・戸籍・営業・交通の各股が所属し、各国領事館員や軍隊の動向を探索する活動から、戸籍編纂、商業取締を中心とする市政業務までが含まれる。司法課では、裁判股が全ての民事・刑事案件を管轄する。ただし、司法課の判定に不服な者は、各級審判庁に上告することができる。衛生課には防疫股がある。これは、通常は予防・検査業務が主であるが、ペストを中心とする伝染病を意識した組織でもあったと考えられる。捐務課は、「捐」(付加税の一種。正規税以外に臨時的に増設され、定着したもの)の一部を徴収、監査する。特に城内住民の生活に関係のある房捐(家屋税)などが目を引く<sup>(注40)</sup>。警察には、民政の基本事項のうち、かなり重要な部分が含まれていた。

このような警察制度を整備するうえで問題となったのは、軍隊と同様、帰順「匪」を受け入れたことによる質の低下や、経費の不足であった。後者について、郷鎮では、警察経費の徴収に伴う(中間搾取から得られる)利益を、「紳商」が手放そうとしないことが問題の根底にあり、監督権を行使しようとする警務長との対立もおこっていた。これは、警察の権限にとどまらず、財政全般をめぐる官民の葛藤の一例としても重要である。しかし解決策としては、新たに会計股を設けて、巡警局長の収支監査権を強化するといった程度の提案しかなく<sup>(注41)</sup>、「紳商」を納得させるに足る、警察行財政の明確な指針が示されることはなかった。こうした問題は、総督膝元の奉天城で、より深刻なかたちをとって現れ、徐世昌を動揺させることになる。

徐によれば、巡警局の経費は年間50万元以上必要であるのに、1907(光緒33)年現在、局の収入となるべき各種の捐をあわせても25万~26万円にすぎない。そのなかで大きな項目である鋪捐は、一種の商業税として、奉天城の商人たちもその徴収には納得していた。しかし、従来の捐によるのみでは巡警局の増収は望めない。そこで、新たに房捐を課そうとしたが、巡警局の会計が明らかにならないことを不服として、総商會が猛反発し、商店が一斉休業を行う事態にいたった<sup>(注42)</sup>。官憲側は、一斉休業に先立ち、房捐免除を訴えたために拘束していた総商會の理事を釈放し、房捐の一部を減免することで、3日後には事態を收拾した<sup>(注43)</sup>。巡警局総辦・王治馨と、総商會総理・趙清璽は更迭された<sup>(注44)</sup>。

警察をめぐる諸問題は結局のところ、清朝の従来の体制になかった近代警察を、従来の行財

政システム全体のなかに（もしくはそれとは別に）、どう位置づけるかがはっきりしないために起こっている。徐世昌自身も、警察を省公署内の民政司に所属させるか、東三省以外の省のように巡警道という独立の機関を設けるか、迷っていた。

1909（宣統元）年の間に、巡警道を設けるべしという主張と民政司に統一すべしという主張が、あいついで出される<sup>(注45)</sup>。前者では、警務は民政の範疇ではないといい、後者では、奉天には民政司があるから巡警道は不要であると言っている。要するに、警察行財政を独立させたほうが地方官の権限拡大につながるのか、それとも民政司に吸収したほうが民政全般の権限拡大という意味で利点が多いのか、徐自身には見極め難かったのである。

東三省は最終的には、民政司に権限を集中させる方針をとった。それは、全国で東三省のみの決定であった。東三省は、新政のモデル地域であったから、民政に警察の行財政を含める道をとったということは、他省の模範となるべき選択ともみなされた<sup>(注46)</sup>。ともあれこの決定は、軍隊のみならず警察も、総督の強いリーダーシップを支えられる組織となっていくうえで重要であった。

だが、徐世昌にはリーダーシップを十分に発揮する機会を訪れなかった。北京政界における袁世凱の一時的な失脚、および総商会の元総理（趙爾巽將軍の時期）・孫百斛の弾劾にもあい、郵伝部尚書に転出したからである<sup>(注47)</sup>。

## 2. 錫良総督時期（1909～11年）<sup>(注48)</sup>

錫良は、治安維持体制のうち軍隊に関しては徐世昌の方針をほぼ踏襲しており、目だった変化はない。むしろ警察制度を軌道にのせ、より

効果的に機能させることに努めている。

立憲準備第二期の成果、および第三期の準備状況についての報告書のなかで、警察の課題として挙げられているのは、庁、州、県での制度上の整備と、経費徴収の統一である。特に後者については、徴収における秤量単位を統一し、各官庁内に一律に「收捐処」という機関を設け、納税者は直接そこに赴いて「捐」をおさめる。納税者の投票によって「捐務総董」を選び、専ら経費徴収とその管理にあたらせ、行政に干渉できるような権限はもたせない。こうすれば官民が互いに監督しあい、従来のような弊害は起きない、というのが錫良の提案である<sup>(注49)</sup>。

とはいえ、地域ごとに事情が大きく異なるのに、強制的に統一規定を設けたり、また選挙という概念になじんでいない納税者に「捐務総董」を選ばせたり、この提案には無理がある。いろいろな面を考慮しても結局は、徐世昌が直面したような、徴税末端における「紳商」の役割に関する問題を、一朝一夕に解決するのは難しいと考えざるをえない。

すぐに問題解決できないうえに、財政事情は逼迫している。困難を打開するためには、進行中の立憲準備の重要性を「地方の公正な士紳」に理解させ、「公益」のために寄付するという大義名分のもとに、彼らから集金するしかない。一般的な例は記録されていないので錫良が特記している例をあげるが、鳳凰庁の紳士・孫毓廷は、「捐」の規定よりも3倍以上多い3500両を警察経費のために寄付した。その理由は、安東（現：丹東市）には中国人と外国人が雑居し、巡警をおく必要があるのに、財政事情が逼迫していてそれが十分にできないから、ということであった<sup>(注50)</sup>。

当時安東に関心をもたれたのには、相応のわけがある。安東は、朝鮮半島との境界をなす鴨緑江ぞいの港町で、近代になって海関がおかれ、その重要度が増した。1905年の日韓協約により、李氏朝鮮は消滅への道を実に歩み始めていた。国境の街でもある安東は、日本の侵略行為に対する、東三省側のいわば防衛線となりつつあった。しかも、安東と奉天南部の間には、日露戦争中に日本側が軍用に敷設した軽便鉄道（安奉鉄道）が走っており、そのゲージ拡張によって朝鮮半島との連絡が図られようとしていた。東三省は朝鮮の次に日本に併合されるのではないか、という危機感を、官民ともに抱いていた時期である<sup>(注51)</sup>。

しかるに、安奉鉄道の沿線には警官が配置されておらず、日本側が工事で使っている苦力や、そこにまぎれこんでくる「外来の匪徒」によって治安が攪乱される恐れがあった。そのため1909（宣統元）年12月、省城から選ばれた精鋭100名と、別に募集された289名の警官が、4カ所の分局、30カ所の派出所に配属された。なお、ことは外交問題により深く関わるので、巡警総局ではなく交渉司の暫時管轄となった。経費も鋪捐などではなく、正規の省財政から支出されることになった<sup>(注52)</sup>。

警察は安東や安奉鉄道においてのみではなく、他地域の一般人の生活にも浸透しつつあった。1909（宣統元）年、吉林省の「各村の壮丁」を選抜して「預備巡警」とし、訓練を施して「鬍匪」（馬賊）の討伐にあたらせたところ、成果が挙げられた。警察経費の節約にもなるし、警察力の助けにもなる。「固より目前の治盜の良策、亦憲政進行の要端」と錫良は考え、奉天省にも普及させることにした<sup>(注53)</sup>。警察はもはや、軍

隊と未分化の集団という性格を脱却して、独自の方針を賦課された組織として、広範な人員を取り込んで展開しようとしていた。

このような時、東三省を襲ったのが、1910（宣統2）年冬から1911年（宣統3）年春にかけて大流行したペストであった。哈爾濱などから鉄道によって拡大したこの伝染病により、数カ月間に6000～7000人が死亡し、被害は数十の州県に及んだ<sup>(注54)</sup>。病人の隔離・収容、病人宅の消毒・検査などの衛生業務にあたったのは、警務局であった<sup>(注55)</sup>。

当時、奉天に在住していたスコットランド人の伝道医師・クリスティーが述べていることを要約すると、以下ようになる。各班に分かれた「衛生警察員」は、ペスト患者の出た区域であれば毎日、その他の区域は隔日に巡回している。ペストと疑われる者については覚書を取り、数時間後に再確認して、ペスト患者と断定されればすぐに病院に運び、警察署に報告する。患者の同居者は最寄りの隔離所へ移され、患者の所持品などは焼却され、家は消毒して番人を付ける<sup>(注56)</sup>、といった次第である。さらに路上で病人が出たなど、交通を遮断する必要がある場合には、兵士も動員された<sup>(注57)</sup>。このように防疫活動の最前線にいる「兵警」にも、当然死者が多かった<sup>(注58)</sup>。

防疫活動には、行政責任者たる東三省総督の強いリーダーシップと決断が、ままた必要であった。ペスト流行が、鉄道による人（特に苦力）の移動によるところが大きいと判明すれば、日本やロシアに働きかけて、満鉄や東清鉄道の二・三等車を暫く南下させず、各国の医師団の意見が合わないときには総督自らが向いてまとめた<sup>(注59)</sup>。民間人の協力のほかは、隣接国・ロシ

アなど、東北に利権を持つ国の指示を一切仰がない錫良に対して、「ペストは国際病であるから、国を分かつたず、等しく防疫の責務がある」として、暗に批判する向きもあった<sup>(注60)</sup>。しかし錫良自身は、「疫病が日々拡散すれば、単に東三省の人命や財産を保護できないというだけでなく、国際交渉にも極めて大きな影響が出る」として、むしろ周囲との連絡を絶って、撲滅に専念したのであった<sup>(注61)</sup>。

結果として、ペストの猛威もほぼ克服された1911(宣統3)年3月、奉天で、11カ国の医師を集めて万国ペスト(鼠疫)研究会が開かれた。錫良が議長を務めると、列席者はみな起立して彼をたたえたという<sup>(注62)</sup>。錫良の面目は大いに立ったわけである。

錫良は自身の強権を内政の危機には発揮したが、当時としては珍しく、思想・言論の弾圧のためには用いなかった。東三省からは、他省と合同の国会早期開設請願団が送り出されること3回、単独の請願団も1回ある<sup>(注63)</sup>。1910(宣統2)年11月初3、5日などのうちに、「各界の紳民1万人」が、錫良のいる東三省総督公署に請願に来た。代表として、諮議局(中華民國時期の省議会に相当)議長・呉景濂らが錫良に面会を請い、ロシアや日本による侵略が東三省全土に及ぶ前に、早く立憲体制を整えて、これらに対抗する政策を採るべきであると訴えた。

錫良もこれに大いに動かされ、彼らを代弁して、東三省のおかれている危機的状况について、朝廷に報告している。しかし朝廷側からの指示は、「責任逃れをせず、つとめて難局にあたれ」という程度のものでしかなかった<sup>(注64)</sup>。錫良は請願団への同情が一因となって免職され<sup>(注65)</sup>、後任には、最後の盛京將軍であった趙爾巽があ

てられた。

(注1) 朱編 張校点『光緒朝東華録』第5冊 総5647頁。

(注2) 『(清) 徳宗実録』巻574 光緒33年5月丁巳／朱編 張校点『光緒朝東華録』第5冊 総5688頁。

(注3) 『(清) 高宗実録』巻676 乾隆27(1762)年12月己亥。

(注4) 総督・巡撫制への移行に先立つ改革で最も重要なのは、1905(光緒31)年に、盛京五部(軍事、土木、財政、祭祀、司法)の5部門に関する特殊な職掌をもつ役所が裁撤され、五部の権限が盛京將軍に移管され、盛京が「陪都」としての特別措置から脱したことであろう。時の將軍・趙爾巽は、より実効ある改革を行うため、旧五部に属していた有能な官吏数人を残し、彼らを使いながら自らも実務にあたり、統廃合を進める計画を述べている(朱編 張校点『光緒朝東華録』第5冊 総5388頁)。

(注5) 「密陳東省危迫情形並已辦籌辦各事宜摺」(徐世昌『退耕堂政書』巻23 奏議 沈雲龍主編 近代中国史料叢刊第23輯 台北 文海出版社 出版年不明 1257頁)／「上政府条議」光緒33年8月(徐世昌『退耕堂……』巻33 条議) 1762頁。

(注6) 「上政府条議」1763-1769頁。

(注7) 「東三省要政辦法条議」(徐世昌『退耕堂……』巻33) 1769-1776頁。

(注8) 「上政府条議」1766-1767頁。1鎮は、旧日本陸軍でいえば1個師団に相当し、標準的な定員は約1万2500名(文公直『最近卅年中国軍事史』台北 文星書局 1971年) 40-41頁。

(注9) 劉錦藻撰『清朝統文獻通考』巻220 兵考19 陸軍。1標は1個聯隊に相当し、標準的な定員は約3125名(文公直『最近卅年中国……』)。混成協は、混成旅団に相当。

(注10) 「紀奉天五路巡防隊」(徐世昌主編、李澍田校点『東三省政略』巻4 軍事 軍政篇 長春 吉林文史出版社 1989年 687頁)。

(注11) 劉撰『清朝統文獻通考』巻220。

(注12) 「紀奉天五路巡防隊」687頁。

(注13) 「奏陳奉天巡防隊將士苦累情形請照原奏數目支給薪餉摺」宣統元年3月19日(徐主編 李校点『東三省政略』巻4) 802頁。

(注14) 宋教仁「二十世紀之梁山泊」では、「田日本

は小北河にいて、騎馬隊100名あまりを擁している」、「日本派、かつて日本軍を助けてロシア軍を攻撃した」と紹介されている。また、下記(注15)史料でも、(田玉本の)本拠地は小北河とされているので、恐らく田日本と田玉本は同一人物であろう。

(注15) 「東三省総督徐世昌等奏遼西杜立山田玉本各股相繼剿除折」光緒33年7月初2日(軍機処録副奏折)('辛亥革命前十年間……'上冊)105-106頁。

(注16) 同上。

(注17) 同上。なお、杜立山は新民府で確認されたうえ、知府(府知事)の立ち会いのもと、処刑された。

(注18) 王寿山「遼西巨匪杜……」156-159頁。

(注19) 潘「論奉系軍閥的形成及其特点」(潘『東北近代史研究』所収)59頁。

(注20) 盧明輝「陶克陶胡」(宗志文、朱信泉主編『民国人物伝』第3巻 北京 中華書局 1981年)220-224頁。

(注21) 朱編 張ほか校点『光緒朝東華錄』第5冊 総5408頁。

(注22) 光緒31年8月(同上書 総5393頁)。

(注23) 同上(同上書 総5401頁)／沈雲龍『徐世昌評伝』台北 伝記文学出版社 1979年 21-23頁／韓延龍主編『中国近代警察制度』北京 中国人民公安大学出版社 1993年 58頁。なお、この事件の実行犯の一人が、東北における革命指導者・張裕(後述)である。事件直後に逃亡したが、逮捕・投獄され、さらに脱獄して日本に潜伏、同盟会に加わり、大連に入って革命運動を始めることとなる。侯毅「張烈士裕事略」(卞孝萱・唐文權編『辛亥革命人物碑伝集』巻4 北京 團結出版社 1991年 176-177頁／余阿土「張裕」(林増平・李文海主編『清代人物伝稿』下編第3巻 瀋陽 遼寧人民出版社 1987年 331-332頁)。

(注24) 翟文選ほか修『奉天通志』巻143 新京 1934年 民治二 警察。

(注25) 「紀内城巡警」(徐主編 李校点『東三省政略』巻6 民政 奉天省)。

(注26) 翟文選ほか修『奉天通志』巻143。

(注27) 特に、京師(北京)と天津の都市警察の整備や警官の教育・訓練に、川島浪速ら日本人が招聘されてあっている(D. R. Reynolds, *China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan* (Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press, 1993, pp. 164-172)。

(注28) 「紀内城巡警」。なおこの時に趙が行った道路整備は、洋風建築とともに、奉天城の都市改造にとって

重要な意味をもった。西澤泰彦『図説「満洲」都市物語』河出書房新社 1996年 88-89頁。

(注29) 「紀内城巡警」。

(注30) 翟文選ほか修『奉天通志』巻143。

(注31) 第1節の第1項を参照のこと。

(注32) 徐友春主編『民国人物大辞典』石家庄 河北人民出版社 1991年 652頁。

(注33) 『東北人物大辞典』862頁。

(注34) 「警察教練所」(白編『遼陽県志』巻22)。

(注35) 徐主編『民国人物大辞典』16頁。なお、予は1931年の「九・一八」事変勃発当時、後に「満洲国」の政治理念に吸収される重要な提言を行い、「満洲国」成立時には監察院長・國務院総参議になっているが、その直後に病逝している(拙稿B, 150-153頁)。

(注36) 袁慶清「袁金鑑的一生」(霍燎原編『偽満人物』偽満史料叢書 長春 吉林人民出版社 1993年)454頁。

(注37) 金毓黻「王永江別伝」(卞孝萱・唐文權編『辛亥革命人物碑伝集』巻9)446頁。

(注38) 王永江は1908(光緒34)年に遼陽警務長となり、1911(宣統3)年4月には、東三省総督・錫良の推薦で、徐珍や袁金鑑と同様の資格「知県遇缺」を得ている(「王永江辦理警政出力請破格録用片」宣統3年4月13日〈中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊 奏稿 巻七 北京 中華書局 1959年〉1318頁)。そして、巡警学堂の卒業生や、張作霖政権時代に奉天省政務庁長として共に行財政に携わることになる王鏡寰を補佐として、警察行政を行ったという(金毓黻「王永江別伝」)。

(注39) 趙爾巽將軍の時期を上回る建設ラッシュで、もはや警察がその任にあたるのは無理であった。

(注40) 「紀内城巡警」。

(注41) 「議員吳慈培議巡警道呈擬画一警制案」宣統元年正月二十八日(徐主編 李校点『東三省政略』巻12 諸議庁議案 民政案)。

(注42) 「查明奉省歷辦房捐情形摺」光緒34年11月25日(『宮中檔光緒朝奏摺』第26輯 台北 故宮博物院 1975年)438-440頁。

(注43) 楊余練ほか編著『清代東北史』319頁。

(注44) 「查明奉省歷辦房捐……」。なお趙清璽は、「嘗テ奉天官衙ノ車輛ヲ請負ヒ官車局ト稱シ」た豪商であった(児玉源太郎「趙將軍ノ財政政策ト奉天ノ恐慌」1907年〈出版地・出版社不明〉66頁)。日露戦争以前からの

一種の「政商」で、房捐の一件のときも最初は当局の意向に賛成し、商店の一斉休業直前に反対に転じている。

(注45) 劉撰『清朝統文獻……』巻139 職官考25「東三省」／韓主編『中国近代警察……』151頁。

(注46) 韓主編『中国近代警察……』150頁。

(注47) 拙稿A 86頁。孫百料については、拙稿Aの注(11)を参照のこと。なお孫は、史料「查明奉省歷辦房捐情形摺」によれば、趙爾巽と対立して総商会総理を免職され、房捐の一件の際に、巡警局の会計内容公開を書簡で求めて一斉休業の端緒を作ったという。

(注48) 錫良については、戴其芳・張瑞萍「論錫良」(『内蒙古大学学报』1992年4期 1992年4月)／R.V. Des Forges, *Hsi-liang and the Chinese National Revolution* (New Haven: Yale Univ. Press, 1973)を参照した。

(注49) 「籌備憲政第二屆成績並第三屆籌辦情形摺」宣統元年8月25日(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊)963頁。

(注50) 「鳳凰廬紳士孫統廷捐助警款請獎片」宣統元年10月初10日(同上書)987頁。

(注51) 南滿洲鉄道株式会社『南滿洲鉄道株式会社十年史』大連 大正8年 157-165頁／「密陳東三省閏繫大局情形摺」(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊)929頁／井上勇一『鉄道ゲージが変えた現代史——列車は国家権力を乗せて走る——』(中公新書1990年)129-133頁。

(注52) 「籌辦安奉鐵路沿線巡警已成立經費請作正開銷摺」宣統2年正月12日(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊)1087頁。

(注53) 「奉省推設預備巡警片」宣統2年6月17日(同上書)1175頁。

(注54) 翟文選ほか修『奉天通志』巻144 民治三 衛生。なお、当該時期以降の東三省におけるペスト流行と防疫政策については C.F. Nathan, *Plague Prevention and Politics in Manchuria, 1910-1931* (Cambridge, Mass.: East Asian Research Center of Harvard University, 1957)を、また19世紀末から20世紀初頭にかけての東アジア各地域におけるペスト流行を比較する、飯島渉「近代東アジアにおけるペストの流行について——1894年広東及び香港, 1902~13年横浜, 1910~11年『満州』——」(『史潮』新29号 1991年1月)を参照した。

(注55) 「東三省疫氣一律撲滅在事尤為出力人員」宣統3年3月28日(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊)1311頁。

(注56) クリスティー著 矢内原忠雄訳『奉天三十年』下巻 岩波新書 1938年初版 339頁。

(注57) 同上書。

(注58) 「東三省疫氣一律撲滅……」。

(注59) 「疫氣蔓延人心危懼請俟事竣保獎出力人員摺」宣統2年12月26日(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊)1265-1266頁。

(注60) 「東三省疫氣一律撲滅……」／戴・張「論錫良」18頁。

(注61) 「疫氣蔓延人心危懼……」。

(注62) 戴・張「論錫良」18頁。

(注63) 楊ほか編著『清代東北史』333-335頁。

(注64) 「奉天全省各界紳民因時局迫不及待呈請代奏明年即開国会以救危亡摺」宣統2年11月初6日(中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿』第2冊 1262-1263頁)／『清末籌備立憲檔案史料』故宮博物院明清檔案部編 下冊 北京 中華書局 1979年 648-649頁にも再録。

(注65) 楊ほか編著『清代東北史』335頁。

### III 辛亥革命における治安維持体制

東三省における辛亥革命についての研究は、きわめて多い(注1)。経過自体について本稿で付加すべきことはほとんどないが、I・II両節に関連させて、「馬賊」・軍隊・警察の果たした役割や、それに関わった人物たちの動向をもとに、再構成する必要はあるだろう。特に本節では、東三省における上記の問題が、外部からどうとらえられていたのか、という視点をまじえながら考えたい。

#### 1. 革命派と「馬賊」

中国同盟会の母体の一つ・華興会の中心メンバーで、蜂起計画失敗のために1904年に日本に逃亡した宋教仁は、東南諸省を中心とする革命を志向した孫文らに対抗して、東三省で「馬賊」を糾合して、そこから北京をつく作戦を模索していた(注2)。

その宋が自分の論文のなかではじめて「馬賊」を大々的にとりあげたのは、翌年のことである<sup>(注3)</sup>。日本派、ロシア派、独立党派（および清朝寄りのもの）に分類し、頭目の名、配下の数、活動地域、特徴などを記している。もとより、著名なものの中からさらに選定したのであろう。地理的には大別すると、①遼東半島の黄海側沿岸から中央部（岫巖、鳳凰城あたりまで）にかけてと、②朝鮮国境に近い地域、および③奉天、遼陽、鉄嶺、新民屯など主だった都市近郊を拠点とするもの、以上3つにわかれる。

1906（光緒32）年12月には、宋に先立ち、同志の張継らが營口から遼西地方各地に、さらに鉄嶺から吉林に赴き、また安東に出没したという情報が新聞紙上で報じられるに至る。ただしこの時は、調査に専念して帰途についたようである<sup>(注4)</sup>。上記の分類に従えば、おおよそ②と③に相当する。

宋の日記「我之歴史」に、宋自身の「馬賊」との接触計画が現れるのは、1907（光緒33）年3月20日のことである。「馬賊」という語が中国語で用いられる初期の例としても興味深いことはすでに述べたが<sup>(注5)</sup>、ここでは計画そのものについて確認しよう。まず下関から乗船して、釜山にむかい、汽車に乗り換えてソウル経由で義州まで北上する（朝鮮半島を縦断）。そして鴨緑江を渡って安東に至る。その後は各馬賊と連絡をとり、通化県の金を奪取する。しかるのち、おおいに積極策を行う、といった具合である<sup>(注6)</sup>。

日本からの場合、直接東三省に潜入するよりも、下関一釜山間の船便と、京釜・京義両鉄道を使って迂回して入るほうが人目につきにくか

ったのであろう。しかし、安東から通化までは直線距離でも200キロメートル近くあり、水運を利用するにしても困難が予想される。それでも通化を目指すということは、張継らの先行調査によって、②の「馬賊」による感触を得たためかもしれない。

宋は3日後には出発している。25日には下関に至り、乗船して4月1日には安東に着いている。5日には同行していた白楚香が、鳳凰城へ調査に出かけた。残った宋が、「馬賊」の李逢春・朱二角・金寿山・王飛卿・楊国棟・孟福亭・藍黒牙に宛てた書簡は、9日付の日記に見ることができる。内容は、「馬賊」の起源にはじまり、その現状、革命派の活動状況と説き進み、革命派との連携によって北京を討とうという勧誘で終わる<sup>(注7)</sup>。そして、現存の「我之歴史」も、ここで終わっている。

李逢春の本拠地は大孤山とあり<sup>(注8)</sup>、金寿山のそれは黒山一帯で<sup>(注9)</sup>、2人以外についてはわからない。李の活動範囲は、さきに筆者が行った分類に従えば②に入る。彼に対して、宋は最初に手紙を出している。一方、金はいずれの部類にも入らない。日露戦争中は二重スパイであった可能性もあるが、当時はすでに清朝に帰順していたから、宋の分類では、あえていえば最後の部類（独立派もしくは清朝寄り）に属することになる。宋らは、金のこうした変化を知らなかったのであろうか。ともあれ、通化が最初の到達目標に選ばれ、宋らの潜入ルートが安東からの北上であったこととあわせて考えると、宋らが提携の相手としてまず重視したのは、李逢春——朝鮮国境に近い地域に本拠地を持っている者<sup>(注10)</sup>——であった。

その後、宋らは李逢春と面会し、その賛同も

得て、同盟会遼東支部を奉天で設立したとされる(注11)。しかし、「馬賊」を集めた蜂起の計画は事前に洩れ、白楚香は捕えられ、宋らは再び日本に逃れざるをえなくなる(注12)。支部設立の意義をどうとらえるか(設立の事実も含めて)は難しいところであるが、活動実績をあげる前に打撃を受けた、ということは確実である。以後、革命派は軍界・教育界・出版界などに入って宣伝活動を中心にする一方、「馬賊」との連携を模索しつづけることになる(注13)。

革命勃発後、特に藍天蔚の蜂起以降、「馬賊」のなかに革命派に投じるものが少なくなかったのは、宋教仁らの活動の影響によるものと考えられる。

藍は奉天駐留の第二混成協(二協、約5000名)の指揮官であったが、同盟会員でもあり、革命勢力への荷担を案じた東三省総督・趙爾巽により、11月14日には事実上解任されていた(注14)。しかし、遼東半島の莊河の聯荘会指導者・顧人宜、顧人邦らと協力して、一帯における蜂起を指導する立場となった。この蜂起に呼応したものには、例えば莊河の最も有名な「馬賊」・樸冠山がいる(ただし、宋の「二十世紀之梁山泊」には名がない)。以前よりの革命派からの働きかけに応じ、200人余りを率いて加勢した。ほかにも、榆樹台、昌図一帯(奉天省北部から吉林省にかけての地域)で500人余りを集めた「馬賊」集団などの例があがっており、合計すると東三省全域の「馬賊」で藍に加勢したものは、4万人余りにも上ったという(注15)。

もとより数字には誇張もあるだろうが、革命派と「馬賊」の結び付きの強さは、趙爾巽にとっては脅威であった。当時、東三省に駐留する日本軍は約3万、北方にはロシア軍もひかえ、

東北の革命派にとって、蜂起には慎重を期さねばならぬ面が多かったが、逆に、一種の治外法権地域である満鉄附屬地で、清朝官憲の追跡を逃れて武器購入や兵士募集を行うこともできた。ゆえに趙爾巽は、まず日本側に対して、「革命派を援助しない」という約束をとりつけ、次に、東三省全体の駐留軍の結束を固め、革命派に隙を与えないようにする必要があった(注16)。

新軍を中心に、藍天蔚の説得に応じて革命に参加するものが出始めていたし、部下の反対にあっているとはいえ、協統(副官に相当)・聶汝清にも、故郷・安徽省の革命軍が聶の家族を通じて参加を呼び掛けており(注17)、目を放せないところがあった。当局からすれば、治安維持のために再編してきた軍隊が、社会秩序転覆のために、敵対勢力に利用されつつあるという状況になっていた。そしてその危機は、警察にも及ぼうとしていた。

## 2. 軍隊と警察

武昌起義直後、趙爾巽は黒龍江省を視察中であったが、5日後には奉天に戻っている。起義情報の記事掲載延期を中国側・日本側双方の新聞社に命じたのは、それからまもなくのことであった。前者は民政司と巡警局の管轄、後者は日本の総領事に依頼する形をとっている。趙が恐れたのは、情報の伝播による革命の拡大であった(注18)。それこそは、革命派が最も頼りとするところでもある。ゆえに、情報の途絶が革命派の出足を鈍らせ、当局にとって時間稼ぎになったことは否めない。

奉天においては、11月12日に趙を会長とする保安会が成立した。副会長には、軍界から協統の伍祥禎、諮議局からは議長の呉景濂が選ばれた。さらに参議総長として、諮議局副議長の



奉天省城



(出所) 『南滿洲鐵道旅行案内』大連 南滿洲鐵道株式会社 大正八年。



袁金鎧、参議副長として同盟会員の蔣方震、張裕が推薦された<sup>(注19)</sup>。その後の奉天政界を動かすと予想される勢力と人物はほとんど網羅されているといっただろうが、もとより趙爾巽に共和政の意図などは皆無であった。よく知られているように、保安公会成立の会場には、武装した張作霖の部下が配置され、革命勢力の発言を封じる役目を果たした。

従来、奉天に駐留している中路巡防隊に加え、張作霖を省城に入れるように趙爾巽に勧めたのは、袁金鎧である。張作霖は当時、洮南駐屯の7大隊（前路巡防隊）を率いていた。趙爾巽は張に対し、「前路の騎馬・歩兵各1大隊ずつを省城に移駐せしめよ」との命令を出した。張はこれを受けて2大隊に対し迅速に移動できるように軽装を命じ、省城に入った<sup>(注20)</sup>。軍人の常として、特に「馬賊」から帰順した張作霖にとって、好機を逃さず権力の中核に近づくこと、近づいたら忠実に職務を遂行するのは、当然である。むしろ少しでも当局者に怪しまれたら、彼の命運は、義和団事変後に、あるいは日露戦争後に討伐された（なかには彼自身が討伐した）「馬賊」と同様になったであろう。張の兵力は、単純計算で320名余りであった<sup>(注21)</sup>。

当時、革命思想が浸透しているとみなされていた新軍（二協）は、趙爾巽の信頼を失っていた。前述のごとく、巡防隊は旧軍に属しながらも、いずれは新軍なみの実力をつけることを期待されていた存在である<sup>(注22)</sup>。新軍にはまだ及ばないとはいえ、従来の旧軍に比べれば、戦闘力は増強されていた<sup>(注23)</sup>。また、「馬賊」討伐戦という苛酷な実戦経験を、新軍よりも多く積んでいた。張作霖個人については、これまでの経歴が考慮されたのはいうまでもないだろう。

洮南は現在では内モンゴルに属し、清末によく奉天省の領域に入った地域であった。杜立山らの討伐が終わった後、張はモンゴル「馬賊」の討伐にあてられていた。杜らに対するようにはいかなかったが<sup>(注24)</sup>、張が駐屯する前よりは事態が好転していた。

しかし前項で述べたような事情で、藍天蔚が解任された後の二協は、引き続き奉天省城にとどめられ、趙爾巽の手中に入っていた。こうして省城における守備体制は、「陸軍<二協>、巡防軍、巡営<巡警>聯合一体」となった<sup>(注25)</sup>。

二協は、内城の小西・小北・大北・小東の4門と、皇宮（現在の瀋陽故宮）と総督公署などの官庁、外城の小西関（辺門）大街・大東関大街以北、大小北関までの市街地と辺門、および商埠地を管轄する。

これに対し張作霖は、内城の大西・大南・小南・大東の4門と、外城の小西関大街・大東関大街以南、大小南関までの市街地と辺門を担当した（地図1を参照）<sup>(注26)</sup>。巡警には、内城から外城までの市街地全体の偵察や、秩序の維持が任された<sup>(注27)</sup>。人員数からいえば最大の二協が、広範な地域や重要な地点を守るのはわかるが、張作霖の部隊にも、かなり大きな守備範囲が与えられている。巡警は、これら新旧の軍隊の補佐役であり、場合によっては融通のきく遊撃隊としての機能を期待されていたと思われる。

省城に駐屯する軍隊は十数営に分けられ、各地の革命派鎮圧にいつでも出動可能なようになっていた。そして、全省53府庁州県にも「防陸各軍」（巡防隊と新軍）が配備された<sup>(注28)</sup>。しかし、巡警の配備は十分ではなかった。

以上のように、趙爾巽を中心として新政体制

の統行と強化が図られるなかで、11月18日に、張榕を会長として聯合急進会が発足したことは、趙を激怒させた。張榕ら革命派は、彼らの発言を封じた保安公会を不満として、そこから分離したのである。趙は、清朝朝廷が約束した立憲こそが政治改革の唯一の道であり、それを守らず別に会派をたてた者は、治安攪乱の意図があるもの、即ち「人民の公敵」として容赦なく弾圧する旨を明らかにした<sup>(注29)</sup>。省城の厳戒体制を見て、そこでの蜂起を諦めた革命勢力は、遼陽・復州・莊河・鳳凰・遼中などでの同時多発的な蜂起(地図2を参照)<sup>(注30)</sup>によって、保安公会側の軍事力を分散させ、そして省城を攻略しようとした<sup>(注31)</sup>。

実際の蜂起のなかで最大級ともいえる遼陽郊外・劉二堡でのそれは、元巡警が教練所(警察学校)生とともに起こしたもので、巡防隊や「馬賊」をも引き入れ、総勢800~900名にもなっており、遼陽州城を占拠しようというところまで至った<sup>(注32)</sup>。趙爾巽は、この事態を收拾するため、遼陽の警察界に顔が広いという理由で、王永江を派遣した<sup>(注33)</sup>。王は革命直前に、袁金鎧の推薦により、趙爾巽の命令を受けて遼陽で3營の兵を募集したが、統括者は徐珍に決まり、それを不服としていたことがあった。革命勃発と同時に、王は再び趙爾巽の要請により、彼の相談に応じて機密を司る立場となっていた<sup>(注34)</sup>。よって、王の名誉はひとまず回復していた。そのうえでの派遣である。しかし、沈静化のきざしは見えなかった。

同時多発蜂起の効果をできるだけ殺ぐには、革命の指導者たちを抹殺する必要がある。かねてより、袁金鎧は張榕と親しく、さまざまな情報を彼から聞き出していた<sup>(注35)</sup>。同時多発蜂

起の具体的計画も知った袁は、さっそく趙爾巽に報告している。それらの情報に基づき、袁が張榕ら3人の革命指導者を宴会に招き、その帰途を張作霖の配下が襲って暗殺したのは、よく知られている<sup>(注36)</sup>。そして事実は大幅に歪曲され、真相は隠蔽され、張榕らは謀反と暗殺を企む極悪人とされ、張作霖はそれを未然に防いだ功労者とされた<sup>(注37)</sup>。こと暗殺については、巡防隊は趙爾巽らの期待どおりに働いた。

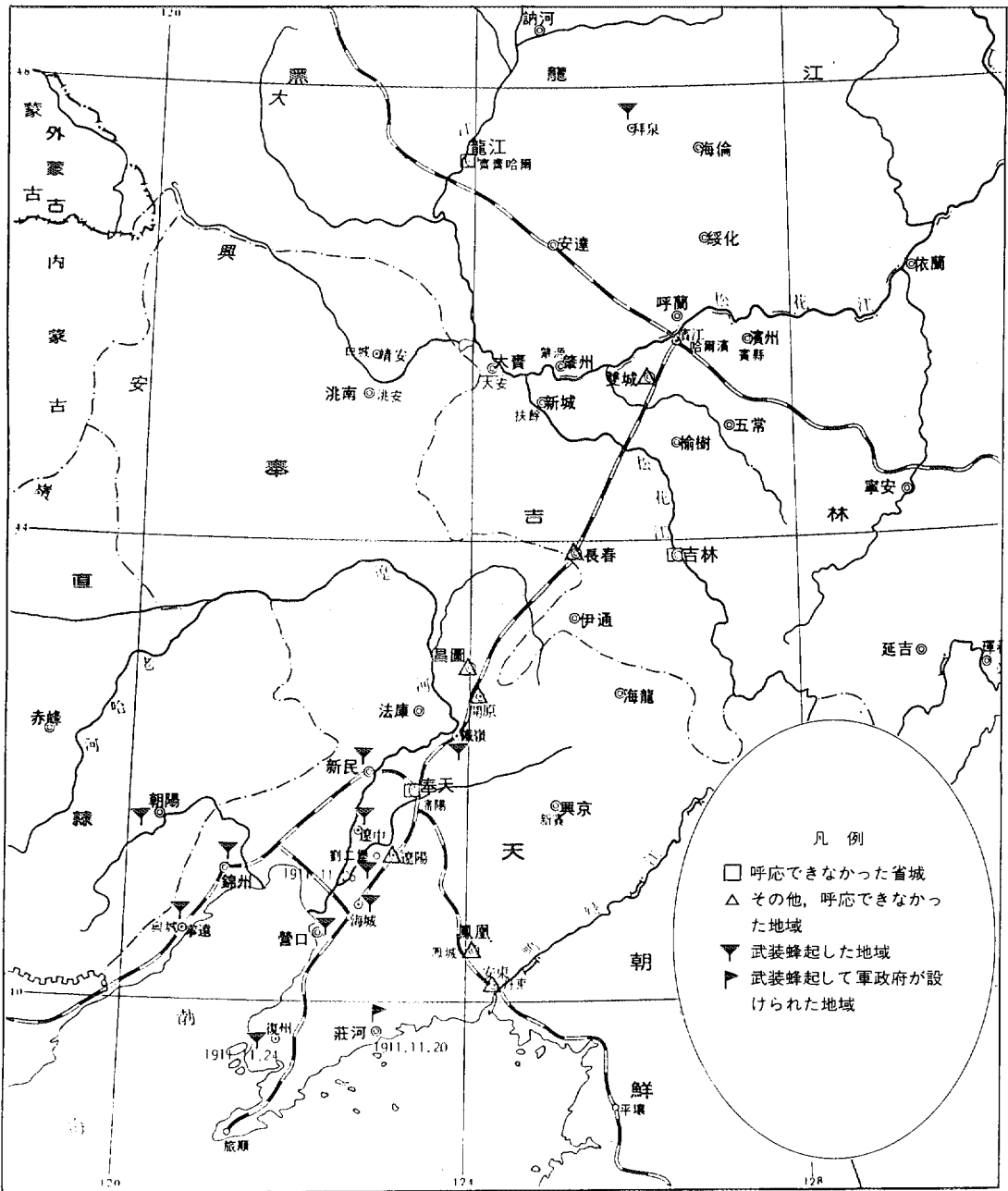
さて、殺された各人の家宅捜索も巡防隊が担当したが、それは軍律を逸脱した掠奪<sup>(注38)</sup>と、見物していた一般人に対する殺傷をとまなうものであった<sup>(注39)</sup>。少なくとも日本側から見れば、趙爾巽、場合によっては張作霖ら統領にも、巡防隊のコントロールは難しかった<sup>(注40)</sup>。一方巡警は、巡防隊の横暴を通告する役目<sup>(注41)</sup>のほか、張榕らの遺体引取りや埋葬まで担当している<sup>(注42)</sup>。保安公会側から見れば、ともに治安維持のために投入した旧軍と警察であるが、旧軍はむしろ社会不安の要因になっており、警察は事後の雑務をこなす一方、旧軍に対する監視役でもあったさまがうかがえる。

### 3. 日本とのかかわり

これまで、革命派側と旧体制存続派側の双方から、東北における治安状態がどのようにとらえられていたかについて考察してきたので、本項では、東北に利権をもつ日本の関与と、それに対する旧体制存続派の反応や働きかけについて見てみよう。

前述の巡防隊の横暴は、日本の管轄下にあった満鉄附属地にまで及んでいた。日本側はそれを口実に、1小隊を配置している<sup>(注43)</sup>。日露戦争以降、特に干渉の機会をうかがう日本に対して、中国側はスパイを使って情報の収集に努め

地図2 東三省における武装蜂起 (1911~12年)



(出所) 辛亥革命武昌起義紀念館編著『辛亥革命史地図集』天津 中国地図出版社 1991年 123頁。(一部修正)

ていた。日露戦争のときに、日本軍が「馬賊」を使って効果をあげていたのを、逆手にとったのである。ただし、中国側のスパイの出自は明らかではない(注44)。

ともあれ、そのスパイの偵察により、日本人を含む王小堂(国柱)を主犯とする集団の暴動計画が明らかになり(注45)、そして爆弾を投げた実行犯を、二協の兵と巡警が捕えるという事態に至った(注46)。趙爾巽は、この事件は日本の策動によるものと疑い、附属地に潜伏する王小堂らの身柄引き渡しを求めた(注47)。しかし、日本側は王らを附属地から追放するのみにとどめた(注48)。王は大連に逃れた(注49)。以後の消息は、よくわからない(注50)。

大連は日本の租借地であるため、満鉄附属地以上に中国側の主権が及ばず、趙爾巽らからみれば、犯罪者の潜伏地として恰好の土地であった。大連には1000人以上の革命派が流入し、さらに「馬賊」1000人余りが「省城租界の内外」に分散して潜伏していると認識していた。いずれも完全に日本側の警察体制下であり、それによる摘発に期待するしかなかったのであるが、思うような成果はあがらず、日本側に抗議している(注51)。日本側の行動のみならず、日露戦争以降、日本側が設定してきた種々の特権が、趙らの治安維持策の障害となっている面があった。

革命派の蜂起に対しても、日本側は軍事行動を起こした。鉄嶺の場合、省城から張作霖の歩兵隊と騎馬隊が派遣され、革命勢力を駆逐した。しかし、その部隊が鉄嶺城に戻ると、日本兵が鉄嶺の城門を守っていた(注52)。中国側からの抗議によれば、日本兵は西門を占拠して城外を監視し、巡防隊の入城を許さなかった。さらに、城内の官庁なども全て占拠されているし、中国

側の陸軍(新軍)騎馬隊が鉄嶺から4~5キロメートル離れた守備位置に戻ったのも、日本兵によって追い払われたためである、としている(注53)。しかし、鉄嶺に派遣された王永江によれば、それは「我が官民の誤解」であり、実際に調査してみるとそういう形跡は見当たらないし、むしろ王に協力してくれる日本人もいた、という(注54)。二つの史料を吟味してみると、鉄道附属地を中心に、また一時的に城門や官庁まで、日本兵が守備(見方によっては占拠)していた事実はあるだろう。王永江は、そうした事実に感情的にならず、むしろ利用することを考えたのではなかろうか。

さきの報告に続けて、王のその後の方針が語られているのであるが、それによると、まず城中を暫時中立地として、蜂起軍を城外へ駆逐し、中国側の鎮圧軍が攻撃すれば、必ず勝てるという。そして、鎮圧軍は城外に残し、地方官が巡警を率いて入城する。400~500人と見られる蜂起軍には、弾薬などが不足している。一方、鎮圧軍も人員不足で、「土匪」を勧誘している始末である。あえて城北への配備を不十分にしておいて、蜂起軍を北部に追いやり、鎮圧軍は200~300の兵力で鉄道(満鉄)を使って追撃し、先回りして平頂堡で下車し、鉄嶺城北から7、8里(約3.5~4キロメートル)辺りまで戻る。そうすれば、前後から挟み撃ちにできる、というのである(注55)。

しかし、鎮圧軍の不足に加えて、作戦の成否を左右する巡警の不足も、王を悩ませていた。あらかじめ100~200名の巡警が必要なのであるが、現地で募集しては間に合わない。そこで、省城からの派遣を要請している。鎮圧にかかる諸経費も、鉄嶺県の財政からは出ない。趙

爾巽の懇願によって、不承不承ながら鉄嶺に来た王永江は、日本兵の動向云々以前に、中国側の地方行財政——なかならず危機への対処——が根本から成り立っていないことへの怒りを隠そうとしない。趙爾巽からの送金がなければ王の個人名義で借金するように、袁金鑑に依頼している(注56)。そこには、地方行財政制度から地方官への援護がないことに対する、王なりの抗議がうかがえる。

王が「暫時中立地」作戦を趙爾巽に提案したのは、袁金鑑宛て書簡を出すよりも以前からであった。しかし、趙は「恐らく詐謀有り、承認すべからず」と回答し、大砲を備えた陸軍の派遣を約束している(注57)。この「詐謀」は、日本側のということであろう。趙の日本不信は根強かったのである。巡警と送金の件はどうなったかわからないが、作戦の根本を趙に反対されたのであるから、全体として首尾よくいったとは考えられない。

結局、さきの遼陽の件なども含めて、奉天省全域の蜂起がひとまず収まったのは、南北和議が成立し、黄興が藍天蔚に攻撃中止命令を出してしばらくのちに、各地の蜂起軍が自主的に解散したためであった(注58)。

(注1) 詳細は拙稿Aの注(11)、(24)で挙げた研究を参照していただきたいが、ここでは代表的なものとして、西村成雄『中国近代東北地域史研究』(法律文化社 1984年)の第2章「東三省における辛亥革命」を挙げておく。補足すると、人物に焦点をあてた例えば以下のような研究もある。潘喜廷「寧武与辛亥革命」；「關於宝琨被殺的經過」(ともに潘『東北近代史研究』35-38頁；39-41頁)。

(注2) 松本「解題」(同訳注『宋教仁の日記』)529-530頁。

(注3) 宋「二十世紀之梁山泊」。ただし、宋のいう「馬賊」の概念には注意を要する。例えば、民間武装勢力・聯荘会の指導者で、のちに革命に参加して有名にな

る、顧人儀(宜)や顧人邦も、独立派の「馬賊」に分類されている。

(注4) 松本訳注『宋教仁の日記』513頁／中国科学院吉林省分院歴史研究所、吉林師範大学歴史系編著『近代東北人民革命運動史』長春 吉林人民出版社 1960年191-192頁。

(注5) 本稿第1節の(注11)参照。

(注6) 陳主編『宋教仁集』下冊 722頁／松本訳注『宋教仁の日記』354頁。

(注7) 陳主編『宋教仁集』下冊 723-728頁／松本訳注『宋教仁の日記』355-361頁。

(注8) 「我之歴史」4月2日付(陳主編『宋教仁集』下冊)725頁／松本訳注『宋教仁の日記』358頁。大孤山は、現在の吉林省伊通県にある。

(注9) 本稿第1節の第2項を参照のこと。

(注10) 山地や森林地帯(「窩集」)が多く、官憲の追跡を逃れやすいことも、好都合であったかもしれない。

(注11) 楊ほか編著『清代東北史』329頁。しかし、潘「關於宝琨……」40頁は、この支部の正式な成立を疑問視し、東三省における革命派の活動は、山東同盟会支部の指導によっていたとする。

(注12) 楊ほか編著『清代東北史』／中国科学院吉林省分院歴史研究所・吉林師範大学歴史系編著『近代東北人民革命……』194頁／松本訳注『宋教仁の日記』513頁。

(注13) 楊ほか編著『清代東北史』330頁。

(注14) 名目上は、「東南各省における蜂起の状況視察を命じる」ということであった。遼寧省檔案館編『辛亥革命在奉天』；以下「辛亥……奉天」より、「趙爾巽委派藍天蔚赴東南考察戰事併布保安会宗旨札稿」宣統3年9月24日(『歴史檔案』1981年第4期 1981年4月)18頁。原文書の影印は、瀋陽市檔案館編『辛亥革命在瀋陽』瀋陽 瀋陽出版社 1991年；以下、『辛亥……瀋陽』89-90頁に見ることができる。

(注15) 郭孝成「東三省革命紀事」(中国史学会主編『辛亥革命(七)』中国近代史資料叢刊 上海 上海人民出版社 1957年)396-397頁。なおこの史料では、「馬賊」に敬意を表してか、「馬傑」という表現が使われている。

(注16) 故宮檔案館編『東三省起義清方檔案』より、「宣統三年十月初七日外務部發東三省總督趙爾巽電」(中国史学会主編『辛亥革命(七)』)422-423頁。

(注17) 郭孝成「東三省革命……」。

(注18) 「趙爾巽為緩登武昌起事消息札」宣統3年8月27日(『辛亥……奉天』17頁)。原文書の影印は『辛亥

……瀋陽」68-71頁にある。

(注19) 「趙爾巽為成立奉天國民保安公会及辦理保安札」宣統3年9月23日(同上書)。張榕の前歴などについては、本稿第II節の(注23)を参照のこと。

(注20) 郭建平「辛亥革命張作霖……」122-123頁。

(注21) 郭孝成「東三省革命……」397頁にも、「部下300人余りを率いて」とある。無論その後、人員の追加募集や後統部隊の到着などで、最終的には500人内外にはなっただろう。

(注22) 本稿第II節の第1項を参照。

(注23) 鄧亦兵「清末の巡防隊と辛亥革命」(『社会科学戦線』1981年第4期 1981年4月)73頁。

(注24) 本稿第II節の第1項を参照。

(注25) 「奉天交渉司致日本領事館節略稿」宣統3年10月(中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』第八輯 北京 中華書局 1982年;以下、『清代檔案史料……』)89-90頁。

(注26) 「東三省軍隊聯合防守及組織勤王辦法」宣統3年11月(『清代檔案史料……』)289-290頁。商埠地とは、奉天駅周辺に区画された満鉄鉄道附屬地と、外城大小西関とのちょうど中間に開発された土地である。1903年の美(アメリカ)清通商条約などにに基づき、1909年に清朝政府が指定したもので、本来は各国の商業活動のための土地であるが、附屬地の拡張を図る日本側と、土地の主権保持を図る清朝側の思惑が対立し、問題になっていた(尾形洋一「奉天の歴史の変遷に関するノート」(早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国前近代史研究——栗原朋信博士追悼論集……』雄山閣出版 1980年)224-225頁。なお、地図は1919年のものであるが、奉天城全体の形態は辛亥革命当時とほとんどかわっていないので、転載した。

(注27) 同上史料。

(注28) 「東三省総督趙爾巽晚諭各府州県人民文稿」宣統3年11月初2日(『清代檔案史料……』)94頁。

(注29) 「趙爾巽為立憲実行“別立会名”“擾乱治安”者即應“痛剿”札」宣統3年10月12日(「辛亥……奉天」)18-19頁。

(注30) 「奉天交渉司致……」89-90頁。

(注31) 「趙爾巽為史紀常報遼陽起事詳情准請掃墊用款札」宣統3年11月初6日(「辛亥……奉天」)21頁。

(注32) 同上/「趙爾巽為遼陽州保安分会呈称革命党人起事請派王永江到遼“安撫”事給度支司的札文」(遼寧省檔案館編『辛亥革命在遼寧檔案史料』1981年;以下、

『辛亥……遼寧』)7頁/「東三省総督趙爾巽晚諭……」。原文書の影印は、『辛亥……瀋陽』111-114頁にある。

(注33) 「趙爾巽為遼陽州保安分会……」。

(注34) 金毓黻「王永江別伝」446頁。

(注35) 「袁金鎰致趙爾巽稟」宣統3年11月11日(『清代檔案史料……』)110頁。

(注36) 揚ほか編著『清代東北史』343頁/江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」(『一橋論叢』第102巻第6号 1989年)101頁。

(注37) 「張作霖報告殺殺張榕等人呈」宣統3年12月初6日(遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編』—江蘇古籍出版社、香港地平線出版社 1990年)617-618頁。活字化・校点したものは、「辛亥……奉天」22-23頁と『辛亥……遼寧』123頁にある。

(注38) 「趙爾巽の晚諭」宣統3年12月初10日(『辛亥……遼寧』)129-130頁。

(注39) 「奉天省城警務局給趙爾巽的呈文」宣統3年12月初10日(同上書)。

(注40) 「奉天ノ状況不安ニツキ兵力増加ノ必要アル件」明治45(1912)年1月31日(外務省編『日本外交文書』第45冊別冊 清国事变(辛亥革命);以下、『日本外交……』)306-307頁。

(注41) 「奉天省城警務局……」宣統3年12月初10日(『辛亥……遼寧』)129-130頁。

(注42) 「奉天省城警務局給趙爾巽的呈文」宣統3年12月初7日(『辛亥……遼寧』)126頁。

(注43) 「奉天ノ状況不安ニツキ……」。

(注44) 「奉天民政使為齊鎮東稟陳準備戰時提唱民氣開通民智事給奉天府的札文」宣統3年2月16日(『辛亥……遼寧』)11頁。

(注45) 「探報」宣統3年10月初6日(『清代檔案史料……』)34頁。

(注46) 「東三省総督趙爾巽致内閣及外務部電稿」宣統3年10月12日(同上書)54頁/「日本人ノ奉天爆破事件ハ王国柱關係ナルニ付王ノ逮捕方曹ヨリ申出アリタル件」明治44年12月3日(『日本外交……』)277頁。

(注47) 「清国側ヨリ王国柱ノ引渡要求アリタル件」明治44年11月27日/「王国柱ヲ附屬地内ニ放任シ置クハ不可ナル件」同28日(ともに同上書)271-274頁。

(注48) 「探報」宣統3年10月14日(『清代檔案史料……』)64頁。

(注49) 「東三省総督趙爾巽致袁世凱函稿」宣統3年10月15日(同上書)70頁。



(注50) 濼州起義 (1911年12月31日, 旧曆11月12日)の前, 王小堂が暴動を起こそうとして張榕に止められるということがあった。その後, 張榕はますます勢力を拡張し, 各方面と連携したという (侯毅「張烈士榕……」177頁)。記述が簡潔すぎてよくわからないが, 王が依然として暴動路線を捨てなかったこと, およびそれを阻止したことが張榕の革命指導者としての地位向上につながったことはうかがえる。

(注51) 「奉天交渉使爲革命党人在大連結会“招匪”請驅逐禁阻事給日総領事的照会稿」(『辛亥……遼寧』) 359頁。

(注52) 「1912年2月23日穆厚敦< T. D. Moorhead 奉天関稅務司>致安格聯< F. A. Aglen 総稅務司>第29号函」(中国近代經濟史資料叢刊編輯委員會主編『中国海関与辛亥革命』北京 中華書局 1964年) 311頁。

(注53) 「交渉司給日総領事的照会稿」宣統3年12月30日(『辛亥……遼寧』) 370頁。なお, 蜂起の首謀者として, 「著名な馬賊・戴洛秀」の名があがっている。

(注54) 「鉄嶺知県王永江致袁金鑑函」中華民國元年2月19日(『清代檔案史料……』) 201-203頁。

(注55) 同上。

(注56) 同上。

(注57) 「東三省総督趙爾巽致鉄嶺知県王永江電稿」中華民國元年2月19日(同上書) 201頁。

(注58) 薛・李主編『中国東北通史』525頁/楊ほか編著『清代東北史』345頁。

## おわりに

義和團事変後の清朝地方当局の主権回復は, 治安維持体制の再編・確立と表裏一体の関係にあった。「馬賊」を取り締まることは, 当局にとって治安維持の目に見える成果であっただけでなく, その体制の構成員を取り込むうえでも重要であった。取り込むうえで主な受け皿となったのが, 巡防隊であった。一方取り締まられる「馬賊」の一部には, 「保険隊」という民間自衛集团的な性格を帯びて, 本来のそれである「団練」(「郷団」)などと同様に, 官憲に近い政

治的な地位を確保しようとするものが出てきた。「馬賊」の帰順や, 「団練」と官憲との協力——それは主に警察制度に結実する——は, それらを組織する者の生き残り策であり, 同時にそれらを切実に必要としていた官憲の政策でもあった。前者の代表例が張作霖であり, 後者のそれは袁金鑑とそれに連なる王永江, 于冲漢らであった。ゆえに張作霖政権において「文治派」と称される袁らは, 実は出発点において軍隊や警察の問題と無縁ではなく, 張作霖との利害の一致も対立も, そこに起因していると考えられる。

清末新政の過程で, 巡防隊はいずれ新軍なみの水準に引き上げられることを約束されながら十分には果たされず, まだ帰順しない「馬賊」の討伐に従事した。そのため, すでに帰順した「馬賊」は旧来の性格——頭目, すなわち統領の「私兵」的集団——をなかなか脱しなかった。一方警察(巡警)は, 帰順「馬賊」を内部に含んでいたが, 主に地方行財政の末端機関としての職掌を与えられたため, 巡防隊とは若干異なる道を歩んだ。

辛亥革命において革命思想が浸透していないとみなされた巡防隊は, はじめて地方行政の中枢に達する機会を得た。警察行財政を通じて既に中枢部にあった袁らは, 張を抜擢し利用できる立場にあった。かつ, 彼らの出身母体である警察の制度を活用すれば, 巡防隊を抑止し, 地方行財政のもとに軍政を統括することもできる。

だが目的を十分に果たすには, 新政を通じて得られた東三省総督の個人的な権限の強さではなく, 地方行財政を制度として確立し, それに拠ってでなければ無意味であった。なおかつここでは, 日本の影響力を無視するわけにはいかない。しかし, 総督の懇願で革命勢力を鎮圧し

に行った王永江が、その費用の捻出や作戦に必要な巡警の数に困るようでは、治安維持活動に制約が生じるのは当然であった。最初からその種の制約とは無縁で、巡防隊という「私兵」的集団を率いて、官憲への接近とそれにともなう自分の地位の向上を図ってきた張作霖に、徐々に治安維持の主導権、ひいてはそれに付随する地方行財政上の諸権限、また次第により大きな権限も移行したのはやむをえないことであった。

つまり東北においては、新政によって再生しつつあった清朝の地方行財政システムが、革命によってほとんど崩壊し、新政の過程で生み出された治安維持体制のみが機能して混乱を收拾し、以後の地方行財政に影響力を持った。結局、表面的には共和政体が受容されるが、その内実は、革命当時に唯一機能した治安維持体制の、地方行財政全体への優位であった。王永江らが清末新政の継承にこだわり張作霖を牽制しようとしたのも、日本の利権や干渉を地方行財政の前提として時には利用し時には退けた<sup>(注1)</sup>のも、辛亥革命時においてほとんど崩壊した地方行財政システムを何とか再建しようとする意図に根ざしていたのである。

詳細は次の機会に論じたいが、張作霖政権時期における張ら軍人と、袁金鎧・王永江・于冲漢ら「文治派」官僚との提携や対立は、彼らが共に治安維持体制と地方行財政の一体性を痛感しながら、どちらを優位に立たせるかで見解を異にしていたために生じた。さらに言えば、治安維持体制の優位を志向する張作霖は、地方政権から全国統一政権に脱皮することで、その課題に早期に応えようとしたが、袁・王・于らは長期計画としては張の志向を支持しつつも、地

方行財政の再建による地方的な解決をまず優先させようとした。

周知のごとく、張は短期間、華北を制圧して北京政権を掌握しただけで、華南から華中にかけて北伐してきた蒋介石に敗れ、利用価値がなくなったと判断した関東軍によって爆殺された。その後、張学良は「易幟」を断行して国民政府による中国統一を優先したが、東北内部では張学良を頂点とする支配が続き、短期間ながらも、統一と地方分権の両立が見られた。しかし、「九・一八」事変は、張学良のもとで定着する可能性のあった両立状態を破壊し、完全に日本に依存した新秩序—「満洲国」—を創出していく。その過程で、かつて地方行財政の再生による地方的な解決を優先させようとして張作霖に抑圧され、また張学良のもとでも可能性にとめられて実現に至らず不満を持っていた袁・于らを、諦念や期待を抱かせつつ協力させたことについては、すでに論じた<sup>(注2)</sup>。

中国東北地方の近現代史は、清朝という巨大な王朝国家の崩壊後に、その地で生きる人々がどのように秩序を再構築し、社会を再建しようとしていたのかという視点からも、改めて考えなおす必要がある。それは、近世と近代を繋ぐ重要な作業を伴うし、また旧秩序の崩壊とそこからの再生という問題が、考えようによっては現代的かつ普遍的だからである。

(注1) 拙稿A。

(注2) 拙稿B。ただし、袁は関東軍の脅迫を受けるまで、錦州にいた張学良に反撃の期待をかけていたが、尹は国際連盟における日本の孤立を恐れつつも、当初から関東軍に協力的な姿勢を見せた。

(富山大学人文学部講師)